

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 17 日現在

機関番号：32608

研究種目：基盤研究 C

研究期間：2010～2012

課題番号：22530107

研究課題名（和文） 創発的活動を促進する教養法学の協調的学習教材の開発

研究課題名（英文） The development of collaborative learning materials on legal learning for the student of liberal arts, in which to promote students' creative work

研究代表者

北村 弥生 (KITAMURA YAYOI)

共立女子大学・文芸学部・教授

研究者番号：40399225

研究成果の概要（和文）：

教養科目を担当する法律の専門家ではない教員との半構造化インタビューで得られたデータのコーディングから、また、本報告者が実際に制作したウェブ教材の素材収集の過程で、当該学習教材の制作について、以下の視点が得られた：①法学学習の契機のコピキタス状況についてその理解を促進すること ②参加型文化の視点から共同体における法の生成活動が重要であることを示唆すること ③文学・芸術で歴史的に問われてきた法の理解を促進すること

研究成果の概要（英文）：

From the semi-constructive interviews with individuals who teach literature or art as liberal arts courses, and in the process of developing web sites and collecting visual materials 5 perspectives are implied as conclusions : ① Promotions of sense of ubiquitous chances of legal learning ② Explanations of significance of creation of laws in the community from the perspective of participatory culture ③ Promotion of knowledge of legality from the perspective of philosophy, history and art.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1100	330	1430
2011 年度	500	150	650
2012 年度	800	240	1040
総計	2400	720	3120

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：法学教育・法曹論、状況学習論

1. 研究開始当初の背景

(1)文学・芸術専攻学生にとっての教養法学の意義：一般的法律知識及びそれを活用する技

能（以下、本調書においてこれを「法的リテラシー」と呼ぶ）についての教育は、司法制度改革を契機として広く国民が期待することとなった。また、知財立国を旨とするわが国の国策に鑑みて、わが国の将来を担う創作活動を志す若者が知的財産権についての法律知識を確実に身につけることには大きな意義が見出される。しかしながら、法学教育のなかで、学術的に当時最も照準されていたのは、法科大学院における法律専門家養成の観点からの臨床法学分野と、裁判員制度に向けたディベート能力の涵養を目指す初等中等教育での教科教育学分野であり、創作活動を志す大学生にとっての法学教育は取り残されているといわざるを得ず、その状況は現在も変わらず、現行カリキュラム下で危惧される処である。

(2)文学・芸術専攻学生にとっての協調学習の重要性：他方で、日々制作活動に追われる学生達にとって、知識を丸暗記にしない学びの工夫の必要性は高い。実際に、ある実践コミュニティのなかにあって何かを達成するために努力するときこそ学びの契機が現れるとする状況的学習論の立場から、当該学生達に対して、状況に埋め込まれた法的リテラシーの学習契機を与えることは意義があるだろう。同時に、昨今の就職難を潜り抜ける為には、現実の戦略として高いコミュニケーション能力やプロジェクトマネジメント能力の涵養の必要性が高等教育機関における教育方針に強く求められているところ、論を待たない。とりわけ映画、アニメ、劇画コミックス、雑誌の編集、書籍の出版などはすべて協調的ワークによって達成されることから、文学・芸術専攻学生達が行う協調学習による教育効果について様々な側面からの調査、分析が必要とされることである。

(3)着想への経緯：本研究代表者は、これまで協調学習教材を作成し、実際に所属組織における授業にて活用し、協調学習の教育効果測定にかかわり（ウェブサイト「スラングロス」、ワークショップシート「SNEシート」など。これらについては、いくつかの学会で発表した。）、また、協調学習の教育思想を文化心理学の視点より考察を加え、教員と学生との相互行為による授業設計、教材設計、ウェブサイトの活用などは、彼らの学習動機を高める可能性があることを示唆してきた。また、本研究代表者は、所属組織における授業科目「メディアと法律」にて、非法学専攻学生、とりわけ文学・芸術専攻学生にとって、わが国の法意識、法文化論の歴史的変遷や法システムの生成、運用、修正などにかかわるシビック・リテラシー及び法的リテラシーについて現在講じているが、適切な参考書や教材の不足を痛感している。そこで、協調学習教材の作成経験と教材の不足という実態から、ケ

ースタディとして知的財産法分野の映画、映画と共に授業で展開するワークショップのワークシート、映画をプロット化してインターネット上で繰り返し練習できるウェブサイト問題集を、学生達と協働で作成し、授業でこれら①～③を活用し、その教育効果を測定しようと発案した。尚、これらメディアコンテンツ作成に先立ち冒頭に記述したように、文学・芸術専攻学生の法的リテラシーの現状調査と教育体系の理論研究を行い、アメリカのLaw-related Educationに範を得たとされるわが国の諸理論も検討対象とする。

2. 研究の目的

(1)研究当初の目的：本研究は、研究開始時点当初、以下の3点を目的とした。

- ①文学芸術専攻学生の法的リテラシーの現状調査と教育体系の理論研究
- ②法的リテラシー教材（ショートフィルム・ワークシート・ウェブサイト）の学生参加による協働制作
- ③上記②にて完成させた教材を活用した授業実施とその教育効果測定

(2)研究目的の一部修正：本研究の途中に、東北大震災が起こったことで一事研究を中断せざるを得ない等の事情が生じたこと、カリキュラムの変更などによる当初想定していた被験者として対象化しようとしていた学生数が激減したという物理的困難に直面した。さらに、学生に対するプレリサーチを行った結果、教材そのものについての新たな課題が生じた。それは、教材制作のコンテンツを決定する際に、そもそも、どのようなコンテンツを選別したら良いのかということである。文学・芸術を教養科目として教える教員にどのようなコンテンツをもちこむことが最も必要とされている法学教材として理想的かを、まず、問うべきであるという課題に直面したのである。

(3)修正後の研究目的：教養課程の授業、例えば、芸術や文学の課程における法教育は、日本国憲法の基礎知識などがその中心に示されている。こうした課程で学ぶ学生が、デザインや脚本などを学ぶ時に必要とされる実務的な法知識についての教育は殆どなされないのが現状である。ここに本研究の問題の発露がある。どうやって芸術を学ぶ学生が芸術活動を通して生きていく上での実務的な法知識を学ぶことができるのか。例えば芸術を教える教員は、どうやって彼らの学生に必要な法知識を教えることができるのか。彼らには彼らに特化された法学習教材が必要なのか。必要だとするとどのような内容の教材が必要となるのか。

当初の研究の目的に一部修正をくわえ以

下のように設定した。

- ① 文学・芸術専攻学生の法的リテラシーの現状調査と教育体系の理論研究
- ② 文学・芸術などを教養課程で教える一方自身も文学・芸術に関わる在野のプロフェッショナルとして活動を行っている教員を対象としておこなう、実際に必要とされている法学教材コンテンツを同定するための質的調査
- ③ ウェブ教材の素材収集の過程で得られたデータを元に行った若者の法意識調査およびセルフナラティブ調査

3. 研究の方法

- (1) 日本の法学部以外の大学における教養課程で、デザイン、脚本など、創造的な学生の活動を促すことに関わる科目の教員で、かつ、自身も当該科目に関わる創造的な活動によって在野のプロとして生計を営んでいる教員20名に対する継続的構造化インタビューとそこで得られたデータのグランディッドセオリーアプローチによる質的データ調査
- (2) 法学部以外の教養科目を履修している大学生用の法学学習教材としてのウェブサイト開発
- (3) ウェブ教材の素材収集の過程で得られたデータを元に行ったテキストマイニングによる、若者の法意識調査およびセルフナラティブ調査

4. 研究成果

- (1) 教養科目を担当する法律の専門家ではなく、もっぱら文学や芸術にかかわる活動をプロフェッショナルとして行っているかたわら教壇にたつて教える立場にもある教員との半構造化インタビューから得られたデータのコーディングを経て行った質的調査について以下のような視点が得られた。
 - ① リベラルアーツ教育の教育者には法に言及せざるを得ない必然性がある「法は教えていない、触れていない」と言いながら、実は、法を語る。リベラルアーツの中で暗黙裏に法をどのように捉えたら良いか、ということのインストラクションが行われており、このことから法学教育、法学学習の契機は生活のあらゆる場における時系列のなかに埋め込まれていることが省察される。いわゆる「埋め込まれた法教育のユビキタス状況」という視点である。
 - ② 必然的に法に言及せざるを得ない環境では、法をことさら意識していない者の交渉の中に法が構築される。いわゆる DIY Ethics や、クリエイティブコモンズのような利害を共にする共同体内で得られる法生成への契機は、様々な共同体内で可視化されていく必要がある。共同体内におけ

る法生成の視点である。

- ③ 法がなぜ必要なのか、どのように生成すべきか、という問題系を既存の法学学習システムに求めるのではなくて、むしろ、哲学、歴史、そして文学・芸術、といったリベラルアーツの根幹を担うディシプリンの中に、法の契機を探求させ、法遵守の理解を促進させるという視点。

(2) ウェブ教材 (法学学習支援システム LiLa-Legal issues in liberal arts) の素材収集の過程で得られたデータを元に行った若者の法意識調査およびセルフナラティブ調査について、以下の点について教材学習に備えられる必要性が確認された

- ① 学習者 (ユーザー) 自身の協働と交渉
- ② 専門家とユーザーが情報交換
- ③ 芸術文学でテーマ化されている、権利のための闘争、法システムの生成、作品の相互行為性、翻案を必要不可欠とする文学、芸術様式の美学的理解、文学芸術理論の歴史的な認識などの学習
- ④ 新しいメディア技術によって変化する規範認識の映像論的転回についての学習

(3) 今後の研究課題として、以下の点について更なる調査を展開し、開発した学習教材の教育効果測定に基づいた、教材の改訂を行っていく必要がある。

- ① 学習者のみならず、法システム認識についてのナラティブを収集する。
- ② 法学学習者のセルフ・ナラティブを調査することにより、法意識調査を行う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

(1) 北村弥生「ノーマン・マクラレンの『隣人』-可能世界を展くナラティブ」文学藝術第37巻2014年101頁~108頁(査読無)

(2) 北村弥生「映画「未来を写した子どもたち」と見る実践」文学藝術第35巻2012年37頁~46頁(査読無)

[学会発表] (計7件)

(1) YAYOI KITAMURA
Does a self-narrative encourage Japanese young people's enthusiasm on the their activity?

3rd International Conference on Human & Social Sciences (ICHSS 2013) Sapienza University of Rome and MCSER
2013年09月20日~2013年09月22日

(2) YAYOI KITAMURA

The development of teaching materials for hidden legal learners in liberal art classes: through exploration of practical knowledge and legal consciousness of lecturers

3rd East Asian Law and Society Conference
2013 (KoGuan Law School, Shanghai Jiao Tong University) Concurrent SESSION I,
Panel 3: Gender, Family and Legal Profession, Chamber 3 Room: 201
2013年03月22日～2013年03月23日
KoGuan Law School, Shanghai Jiao Tong University, China

(3) 北村弥生

「ナラティブによって編まれる『私』」慶応義塾大学大学院システムデザインマネジメント研究科におけるワークショップ（招聘）
2012年12月16日
慶応義塾大学システムデザインマネジメント研究科日吉キャンパス

(4) YAYOI KITAMURA

「リベラルアーツ教育に埋め込まれた法学教育」法と教育学会 第3回学術大会会場：東京大学（本郷 法学政治学系総合研究棟）第3分科会 発表②東京大学（本郷 法学政治学系総合研究棟）
2012年09月02日

(5) YAYOI KITAMURA

Legal Education inside Schools of Arts and Letters - through exploration of legal and practical knowledge and consciousness of lecturers

2012 INTERNATIONAL CONFERENCE on LAW and SOCIETY (Hawaii, U.S.A.), Session
“Learning Law: Contents and Methods in Different Contexts 3116”
2012年06月05日～2012年06月08日
Hilton Waikiki Resort Hotel, Honolulu, Hawaii, U.S.A.

(6) 北村弥生

「教育の明日を展くメディア・リテラシーの現代的課題」平成23年度共立女子大学 卒業生学校教員対象企画（招待講演）
2012年3月24日
共立女子大学

(7) YAYOI KITAMURA

How Did the Japanese Audience View “Born into Brothels” : A Content-analytic Study in Discourses of Legal Rights in Documentary Movies, Eighth International conference of Technology, Knowledge, and

Society,
2012年1月16日～18日
Covel Commons and De Neve Plaza,
University of California, Los Angeles,
U.S.A.

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

Legal Issues in the Liberal Arts in Japan
<http://www.lila-japan.com/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北村 弥生 (KITAMURA YAYOI)
共立女子大学・文芸学部・教授
研究者番号：40399225

(2) 研究分担者 なし
()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし
()

研究者番号：